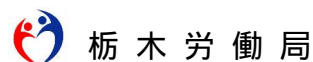


緊急労働災害防止対策強化期間実施要綱

～ 死亡労働災害防止等に向けた事業者の実施事項～



労働災害の発生状況を見ると、総じて事業者の安全衛生方針が各事業場に浸透しておらず、安全衛生管理体制やリスクアセスメント等の自主的な安全衛生活動の取組状況に問題が認められることが多い。

また、本年3月から4月にかけて4件の死亡災害が相次いで発生し、昨年と同時期に7件の死亡災害が発生していることから、今後、重篤災害を含む災害の増加に歯止めをかける必要がある。

このため、事業者は、以下の労働災害防止対策の徹底を図ること。

特に、災害が全体の2割を占め増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店においては、別途展開中の「働く人に安全で安心な店舗施設づくり推進運動」(平成29年1月～同年12月)に基づく災害防止対策について、本期間中、重点的に取り組むこと。

なお、「全国安全週間」(7月1日から7月7日)及び準備期間(6月)においては、本対策のほか、熱中症対策及び「全国安全週間実施要綱」に基づく取組を強化すること。

記

1 期間

平成29年5月1日から平成29年7月31日まで

2 事業者において実施する事項

(1) 経営トップによる決意表明

全社的な労働災害防止に向けた経営トップの決意(人命尊重、安全第一等の基本理念)及び安全衛生方針について、機械・設備の本質安全化や安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育の充実等の基本方針と併せ、書面等(別添策定例参照)で明らかにし、職場に掲示する、又は労働者に配布する等により周知すること。

(2) 労働災害の発生状況及び安全衛生対策に係る実態把握

経営トップがリーダーシップを発揮し、自らが率先して各職場を巡回の上、労働災害(ヒヤリ・ハットを含む)の発生状況や安全衛生対策の実態を把握すること。

なお、把握に当たっては、別添チェックリストに掲げる項目について、各事業場において作成している既存のチェックリスト又は別添チェックリストを活用し確認すること。

(3) 機械設備に係る本質安全化

全産業における労働災害の半数以上は、動力機械や設備に起因する災害

(以下、「機械等災害」と言う。)であり、その多くが「非定常作業」において発生している。機械等災害のうち4割は「はさまれ・巻き込まれ」又は「切れ・こすれ」のいずれかにより発生しており、そのうち2割は休業2か月以上の重篤なものとなっていることから、以下の取組の強化を図ること。

動力機械等について、重点的に総点検を行い本質安全化を図ること。
日々の作業開始前点検を確実に実施すること。

「非定常作業」に係る安全な作業手順を定め、周知徹底を図ること。

(4) 「転倒」及び「墜落・転落」防止対策

ア 全産業における労働災害の4分の1を占める「転倒災害」防止のため、事業場内の作業床や通路等について、4S(整理、整頓、清潔、清掃)運動を継続的に実施する等により、転倒の原因となる段差や障害物の排除に努め、足元確認、不用意な小走りをなくすなどの安全意識の定着を図ること。

イ 全産業における労働災害の6分の1を占める「墜落・転落災害」防止のため、職場の巡視・点検を強化し、高所作業における作業床及び手すり等の設置、危険個所への立入禁止措置等の徹底を図ること。

(5) 自主的な安全衛生活動の推進

ア リスクアセスメント実施担当者の選任・育成から全員参加によるリスクアセスメント及びリスク低減措置の実施に至るまで計画的に行い、リスクアセスメント等の導入・定着を図ること。

イ 職場巡視、ヒヤリ・ハット報告等の安全衛生活動について、実施体制及び手法の見直しを図り、実施結果に基づくリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施並びに「見える化」等による周知等、効果的な運用に努めること。

(6) 安全衛生教育等の充実

管理・監督者、職長、一般作業員、派遣労働者等の各職制及び従事業務内容等に応じた具体的な安全衛生教育を計画的に実施することにより、全ての労働者が安全衛生活動を理解し積極的に取り組むよう、安全意識の高揚を図ること。

特に被災労働者の3割は経験年数1年未満(1割は3か月未満)であることから、未熟練者に対し雇入れ時を含む安全衛生教育の充実を図ること。

(7) 交通労働災害防止対策

交通労働災害による死亡者数は、死亡災害全体の3割を占めており、業務と密接な関係の中で発生していることから、単に運転者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業者として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

(8) 熱中症対策

全国安全週間及び準備期間を中心に、以下の熱中症対策に取り組むこと。

暑さ指数(WBGT値)による適正な作業環境管理及び作業管理の実施

自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

糖尿病等熱中症の発症の影響を与える疾患を踏まえた健康管理

熱中症予防に関する労働衛生教育の実施